

令和4年第6回荒尾市議会（定例会）

議 案 資 料

令和4年第6回荒尾市議会（定例会）議案資料目次

議案番号	件名	ページ
議第68号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	1
議第69号	荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部改正について	3
議第70号	荒尾市職員の給与に関する条例の一部改正について	9
議第71号	荒尾市放課後児童クラブ条例の一部改正について	13
議第72号	荒尾市部落差別をなくす等人権を守る条例の一部改正について	14
議第73号	財産の処分について	16
議第74号	市道路線の廃止及び認定について	17
議第75号	指定管理者の指定について（荒尾運動公園施設）	22
議第76号	令和4年度荒尾市一般会計補正予算（第8号）	24
議第77号	令和4年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	28
議第78号	令和4年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第3号）	29
議第79号	令和4年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	30
議第80号	令和4年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	31

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例の制定について（概要）

1 制定趣旨

地方公務員法の一部改正に伴い、令和5年度から職員の定年を60歳から65歳まで段階的に引き上げ、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）、定年前再任用短時間勤務制等を設けるため、関係条例の整備を行うものである。

2 主な改正内容

(1) 職員の定年の段階的引上げ

現行60歳の定年を令和5年度から2か年度に1歳ずつ65歳まで引き上げる。※医師の定年は、現行65歳から引上げなし。

現行	令和5年度 令和6年度	令和7年度 令和8年度	令和9年度 令和10年度	令和11年度 令和12年度	令和13年度 以後
60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

※定年が2か年度に1歳ずつ引き上げられるため、定年退職者なしの年度が発生する。

(2) 給料に関する措置

当分の間、60歳に達した日以後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額を原則「7割水準」とする。

※年齢が55歳を超える職員の昇給については、停止を原則とし、勤務成績が特に良好又は極めて良好である場合のみ昇給させる。

(3) 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入

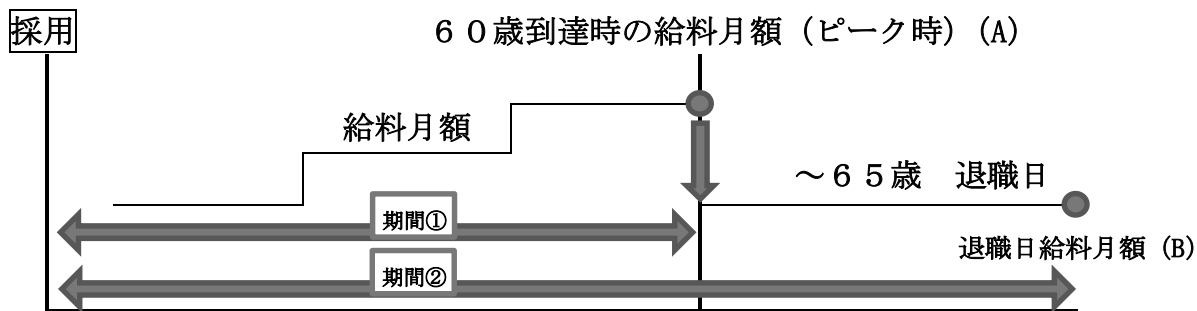
定年引上げ後も組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）を導入する。

管理監督職（管理職手当を支給している職及びこれに準ずる職）は、原則、60歳に達した日の翌日から最初の4月1日までに管理監督職以外の職へ降任（給料表の級も降格）となる。なお、この場合、上記(2)に関連して、降任後に適用される給料月額の7割水準措置に調整額が加算されることで、降任前の給料月額の7割水準が支給される。

(4) 退職手当に関する措置

従来の定年（60歳）に達した日以後、退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を「定年退職」として算定する。

7割水準措置等により給料月額が下がる場合に、減額前の給料月額と勤続期間、減額後の給料月額と減額後退職日までの勤続期間に応じ退職手当を計算する特例を導入する。



< 特例の計算方法 >

(60歳到達時の給料月額 (A) × 期間①に応じた支給率) + (退職日給料月額 (B) × (期間②に応じた支給率 - 期間①に応じた支給率))

(5) 暫定再任用制及び定年前再任用短時間勤務制の導入

現行の再任用制度を廃止し、退職後一定期間の継続雇用を行うため、次の制度を導入する。勤務時間や給与等は現行の再任用制度と同様とする。

ア 暫定再任用制

定年が段階的に引き上げられる経過期間における暫定措置として、現行再任用制度と同様の仕組みを措置する制度

イ 定年前再任用短時間勤務制

60歳に達した日以後、当該職員が定年前に退職した場合、短時間勤務の職に採用することができる制度（任期は定年退職日相当日まで）

3 施行期日

令和5年4月1日

4 改廃条例一覧

【一部改正】

- 第1条 荒尾市職員の定年等に関する条例
- 第2条 荒尾市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
- 第3条 荒尾市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- 第4条 荒尾市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
- 第5条 荒尾市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
- 第6条 公益的法人等への荒尾市職員の派遣等に関する条例
- 第7条 荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- 第8条 荒尾市職員の育児休業等に関する条例
- 第9条 荒尾市職員の給与に関する条例
- 第10条 荒尾市職員退職手当支給条例
- 第11条 荒尾市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第15号）
- 第12条 荒尾市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年条例第26号）
- 第13条 荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

【廃止】

- 第14条 荒尾市職員の再任用に関する条例
荒尾市職員の意に反する降給の事由に関する条例（上記第4条に統合）

荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部改正について（概要）

特別職の期末手当の改定 【令和4年12月期から改定】

＜市長、副市長、教育長、企業管理者、病院事業管理者、市議会議員＞

年間3.25月分 → **3.30月分（0.05月分引上げ）**

特別職	現行	改定後	
	令和4年度	令和4年度	令和5年度以降
6月 期末手当	1.625月	1.625月	1.65月
12月 期末手当	1.625月	1.675月	1.65月
年間合計	3.25月	3.30月	3.30月

※令和4年12月の増額分は、条例改正後に支給

荒尾市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

<荒尾市長等の給与等に関する条例の一部改正>

第1条 (公布の日施行)

現	行	改	正	後
(給与等の支給方法) 第4条 前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の120」とあるのは、「 <u>100分の162.5</u> 」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	(給与等の支給方法) 第4条 前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の120」とあるのは、「 <u>100分の167.5</u> 」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。			

第2条 (令和5年4月1日施行)

現	行	改	正	後
(給与等の支給方法) 第4条 前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の120」とあるのは、「 <u>100分の167.5</u> 」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。	(給与等の支給方法) 第4条 前3条による給与等の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)による。ただし、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の120」とあるのは、「 <u>100分の165</u> 」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。			

< 荒尾市企業管理者の給与等に関する条例の一部改正 >

第3条 (公布の日施行)

現 行	改 正 後
<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の162.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>

第4条 (令和5年4月1日施行)

現 行	改 正 後
<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>

< 荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正 >

第5条 (公布の日施行)

現 行	改 正 後
<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の162.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>

第6条 (令和5年4月1日施行)

現 行	改 正 後
<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与及び旅費の支給方法) 第5条 給与及び旅費の支給方法については、荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)及び荒尾市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第5号)の規定の例による。この場合において、荒尾市職員の給与に関する条例第16条の5第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>

< 荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部改正 >

第7条 (公布の日施行)

現	行	改 正 後
<p>(期末手当) 第6条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の162.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(期末手当) 第6条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(期末手当) 第6条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>

第8条 (令和5年4月1日施行)

現	行	改 正 後
<p>(期末手当) 第6条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(期末手当) 第6条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(期末手当) 第6条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、その受ける議員報酬月額に荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)第16条の5第2項に規定するそれぞれの期末手当の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、同項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>

附 則
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の荒尾市長等の給与等に関する条例（以下「改正後の荒尾市長等の給与等に関する条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の荒尾市企業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の荒尾市企業管理者の給与等に関する条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例」という。）の規定及び第7条の規定による改正後の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例（以下「改正後の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 次の表の左欄に掲げる条例の規定を適用する場合には、同表の右欄に掲げる条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ同表の左欄に掲げる条例の規定による給与の内払とみなす。

改正後の荒尾市長等の給与等に関する条例	第1条の規定による改正前の荒尾市長等の給与等に関する条例
改正後の荒尾市企業管理者の給与等に関する条例	第3条の規定による改正前の荒尾市企業管理者の給与等に関する条例
改正後の荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例	第5条の規定による改正前の荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例
改正後の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例	第7条の規定による改正前の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例

荒尾市職員の給与に関する条例の一部改正について（概要）

一般職の給与改定

月例給【令和4年4月から遡及適用】

若年層について、給料表を**200円～4,000円**引上げ

※給料表のうち6級及び7級の区分並びに再任用職員の区分については、引上げなし。

勤勉手当の改定・・・支給割合の引上げ【令和4年12月期から改定】

一般職員 年間4.30月分 → **4.40月分**（0.10月分引上げ）

再任用職員 年間2.25月分 → **2.30月分**（0.05月分引上げ）

一般職員 〔 〕は特定幹部	現行	改定後	
	令和4年度	令和4年度	令和5年度以降
6月 期末手当	1.20月〔1.00月〕	1.20月〔1.00月〕	1.20月〔1.00月〕
勤勉手当	0.95月〔1.15月〕	0.95月〔1.15月〕	1.00月〔1.20月〕
12月 期末手当	1.20月〔1.00月〕	1.20月〔1.00月〕	1.20月〔1.00月〕
勤勉手当	0.95月〔1.15月〕	1.05月〔1.25月〕	1.00月〔1.20月〕
年間合計	4.30月〔4.30月〕	4.40月〔4.40月〕	4.40月〔4.40月〕

再任用職員 〔 〕は特定幹部	現行	改定後	
	令和4年度	令和4年度	令和5年度以降
6月 期末手当	0.675月〔0.575月〕	0.675月〔0.575月〕	0.675月〔0.575月〕
勤勉手当	0.45月〔0.55月〕	0.45月〔0.55月〕	0.475月〔0.575月〕
12月 期末手当	0.675月〔0.575月〕	0.675月〔0.575月〕	0.675月〔0.575月〕
勤勉手当	0.45月〔0.55月〕	0.50月〔0.60月〕	0.475月〔0.575月〕
年間合計	2.25月〔2.25月〕	2.30月〔2.30月〕	2.30月〔2.30月〕

※一般職の増額分は、条例改正後に支給

※会計年度任用職員の月例給については、令和5年1月から適用

荒尾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条 (公布の日施行)

現 行	改 正 後
<p>(勤勉手当) 第16条の8 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95 (特定幹部職員にあつては、100分の115) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45 (特定幹部職員にあつては、100分の55) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第1 (第3条関係) 行政職給料表(1) 略</p>	<p>(勤勉手当) 第16条の8 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の95 (特定幹部職員にあつては、100分の115)、12月に支給する場合には100分の105 (特定幹部職員にあつては、100分の125) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の45 (特定幹部職員にあつては、100分の55)、12月に支給する場合には100分の50 (特定幹部職員にあつては、100分の60) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第1 (第3条関係) 行政職給料表(1) 略</p>

第2条 (令和5年4月1日施行)

現 行	改 正 後
<p>(勤勉手当)</p>	<p>(勤勉手当)</p>

現 行	改 正 後
<p>第16条の8 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）、12月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の45（特定幹部職員にあつては、100分の55）、12月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあつては、100分の60）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>第16条の8 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100（特定幹部職員にあつては、100分の120）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5（特定幹部職員にあつては、100分の57.5）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の荒尾市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の荒尾市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給さ

れた給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
(荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正)

4 荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（給料表の改正における特例）

2 第4条第1項の規定により給料表を適用する場合において、給与条例の改正により給料表の改定が行われたときの当該改正が行われた年度内における改定後の給料表の適用は、同項の規定にかかわらず、当該給料表の改定に係る条例の施行の日（以下「改定条例施行日」という。）の属する年度の1月1日からとする。ただし、改定条例施行日が当該年度の1月2日以後である場合は、改定条例施行日が改定条例施行日の属する月の初日であるときは、その日、改定条例施行日が改定条例施行日の属する月の初日以外の日であるときは改定条例施行日の属する月の翌月の初日から適用するものとする。

荒尾市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行		改 正 後	
(名称及び位置) 第2条 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
有明小放課後児童クラブ	荒尾市一部305番地 小学校内	有明小放課後児童クラブ	荒尾市一部305番地 小学校内
平井小放課後児童クラブ	荒尾市上井手1108番地 井小学校内	平井小放課後児童クラブ	荒尾市上井手1108番地 井小学校内
清里小放課後児童クラブ	荒尾市牛水1555番地 小学校内	清里小放課後児童クラブ	荒尾市牛水1555番地 小学校内
		<u>荒尾第一小放課後児童ク ラブ</u>	<u>荒尾市荒尾981番地2 尾第一小学校内</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 この条例による改正後の第2条に規定する児童クラブの利用の許可に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

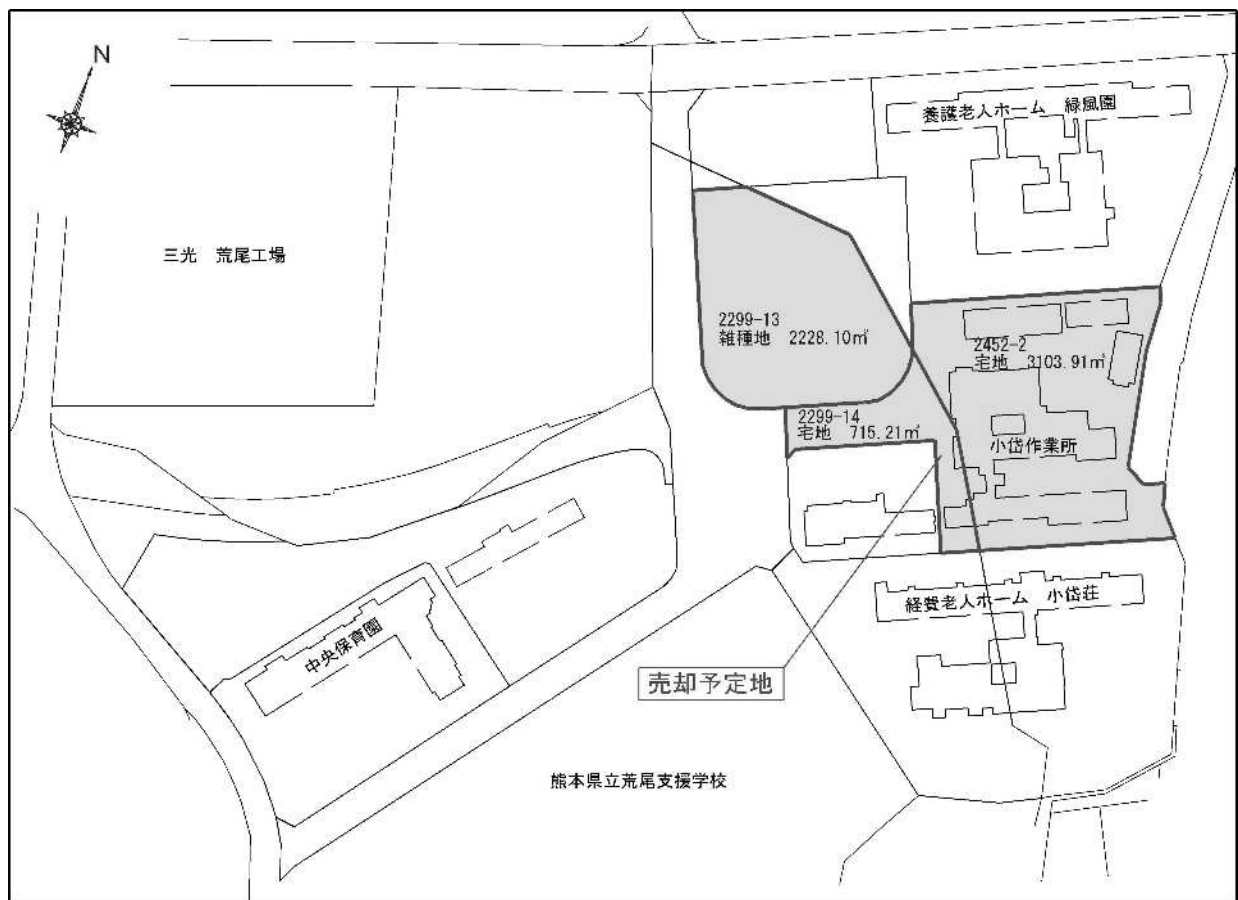
荒尾市部落差別をなくす等人権を守る条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下の平等を定めている日本国憲法の理念及び同和対策審議会答申の精神にのっとり、部落差別をはじめ、障害者、女性等への差別など、あらゆる差別（以下「部落差別等」という。）をなくし、人権擁護を図り、もって人権尊重を基調とする差別のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下の平等を定めている日本国憲法の理念及び同和対策審議会答申、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）その他差別の解消を目的とした法令の趣旨にのっとり、部落差別をはじめ、障がい、性別、在日外国人等への差別など、あらゆる差別（以下「部落差別等」という。）をなくし、人権擁護を図り、もって人権尊重を基調とする差別のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。</u></p>
<p>(市民の責務)</p> <p>第3条 <u>すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別等をなくすため自ら人権意識の向上に努めるとともに、差別及び差別を助長する行為をしてはならない。</u></p>	<p>(市民の責務)</p> <p>第3条 <u>全ての市民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別等をなくすための施策に協力し、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、差別及び差別を助長する行為をしてはならない。</u></p>
<p>(施策の推進)</p> <p>第4条 市は、部落差別等をなくすため、一般施策として生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上、人権擁護意識の高揚等に関する施策の推進に努めるものとする。</p>	<p>(施策の推進)</p> <p>第4条 市は、部落差別等をなくすため、一般施策として生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上、人権擁護意識の高揚等に関する施策の推進に努めるものとする。</p> <p>2. <u>前項の施策を推進するため、国、県及び各種関係団体と連携を図り、必要に応じて人権に関する調査等を行うものとする。</u></p>
<p>(啓発活動の充実)</p>	<p>(相談体制の充実)</p> <p>第5条 市は、<u>国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別等に関する相談に的確に応じるための体制の充実を図るものとする。</u></p> <p>(教育及び啓発活動の充実)</p>

現 行	改 正 後
<p>第5条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、<u>関係諸団体</u>と協力を密にし、<u>人権啓発活動</u>の充実を図るものとする。</p>	<p>第6条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、<u>各種関係団体</u>と協力を密にし、<u>人権教育の推進と啓発活動</u>の充実を図り、<u>人権擁護の社会づくり</u>に努めるものとする。</p>
<p>(推進体制の充実) 第6条 市は、第4条による諸施策を効果的に推進するため、<u>国、県及び関係諸団体</u>と連携を図り、<u>推進体制</u>の充実を図るものとする。</p>	<p>(推進体制の充実) 第7条 市は、第4条による諸施策を効果的に推進するため、<u>国、県及び各種関係団体</u>と連携を図り、<u>推進体制</u>の充実を図るものとする。</p>
<p>(審議会) 第7条 略 2. <u>審議会は、この条例の施行の日から起算して5年を経過した時点において、この条例の改廃について審議し、その結果を市長に建議するものとする。</u> 3. 略</p>	<p>(審議会) 第8条 略 削る。 2. 略</p>
<p>(委任) 第8条 略</p>	<p>(委任) 第9条 略</p>

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

財産の処分について（売却予定地見取図）



市道路線の廃止及び認定について

1 廃止及び認定の概要

廃止する市道路線 1 路線
認定する市道路線 5 路線

2 認定の状況

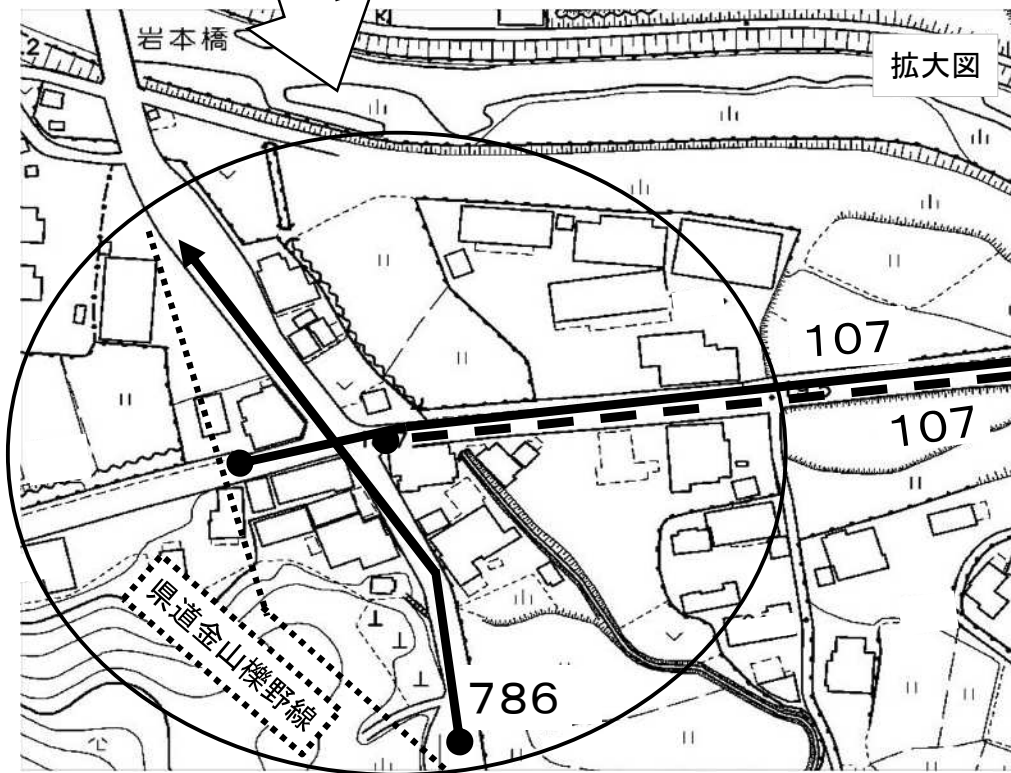
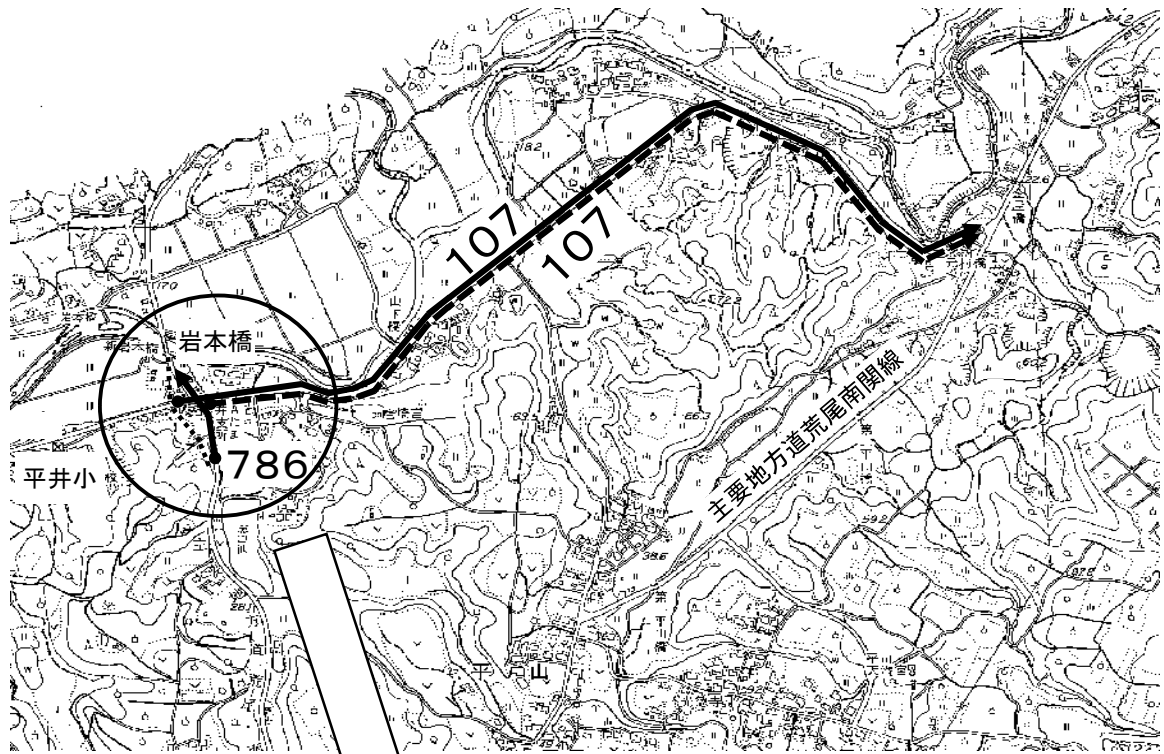
	令和4年4月1日現在	今回の廃止及び認定分
総延長 (m)	306,250.6	3040.0
実延長 (m)	289,098.0	2984.0
舗装済延長 (m)	286,985.4	2984.0
舗装率 (%)	99.3	100.0

廃止する市道路線

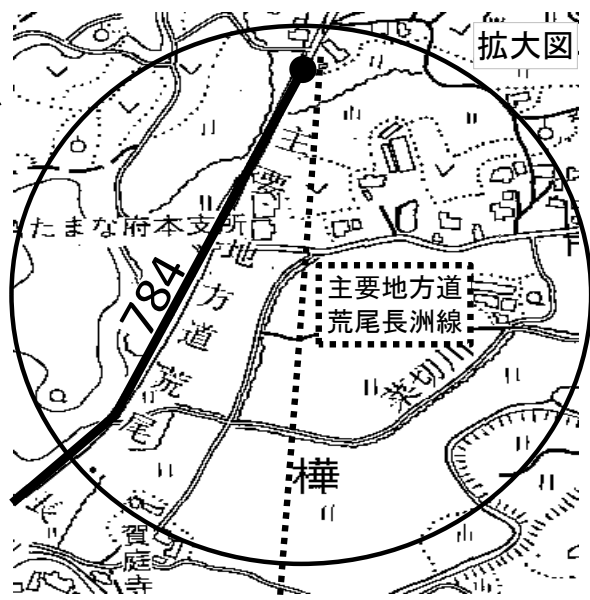
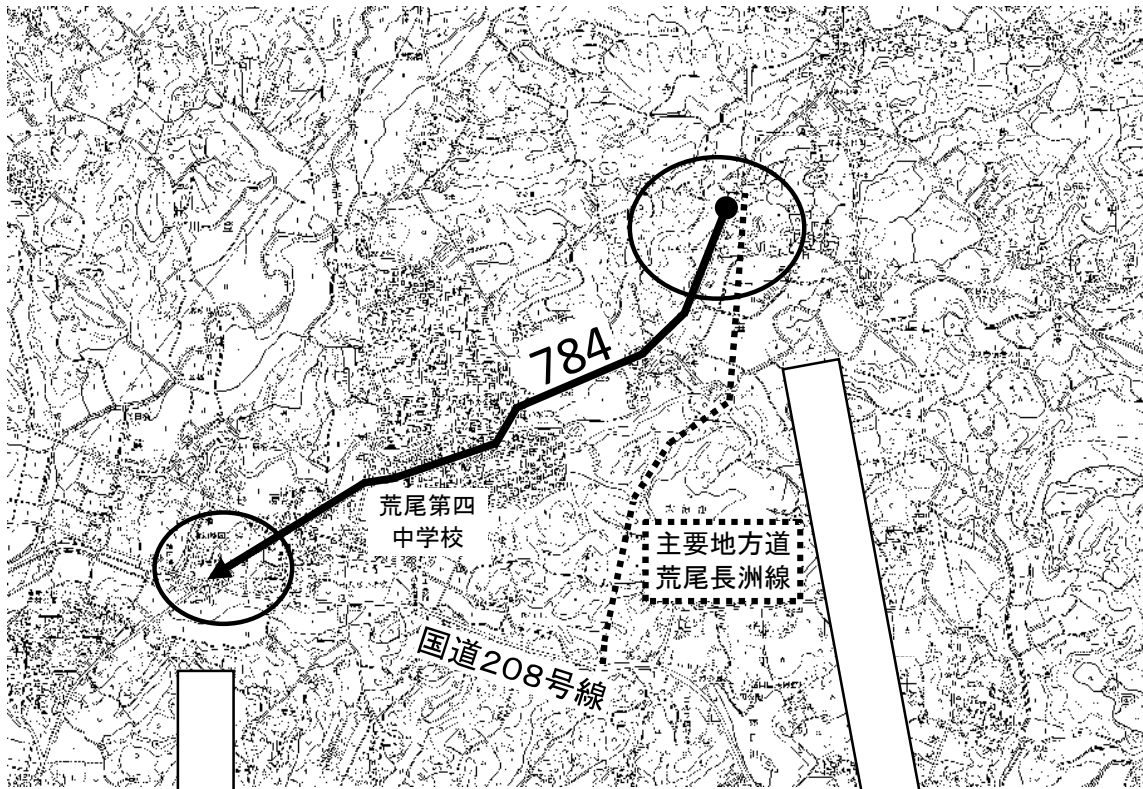
路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	延長 (m)
107	尼ヶ島平線	荒尾市上井手字庵ノ浦	荒尾市上平山字平	なし	1807.4

認定する市道路線

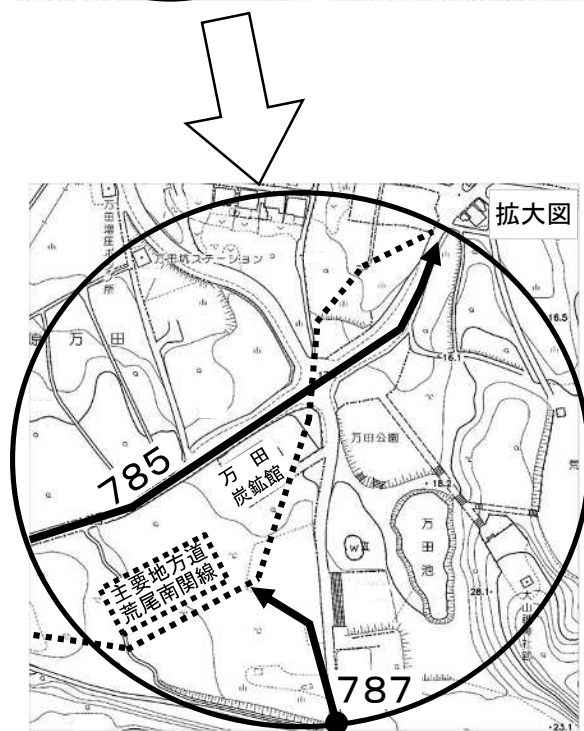
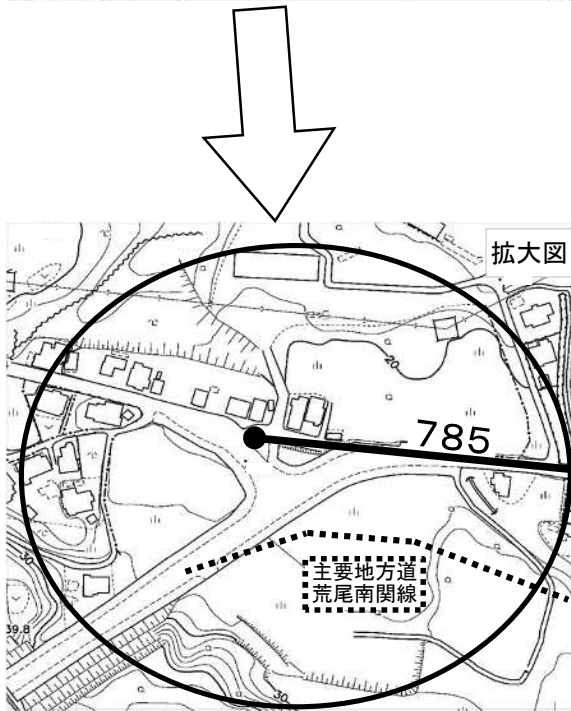
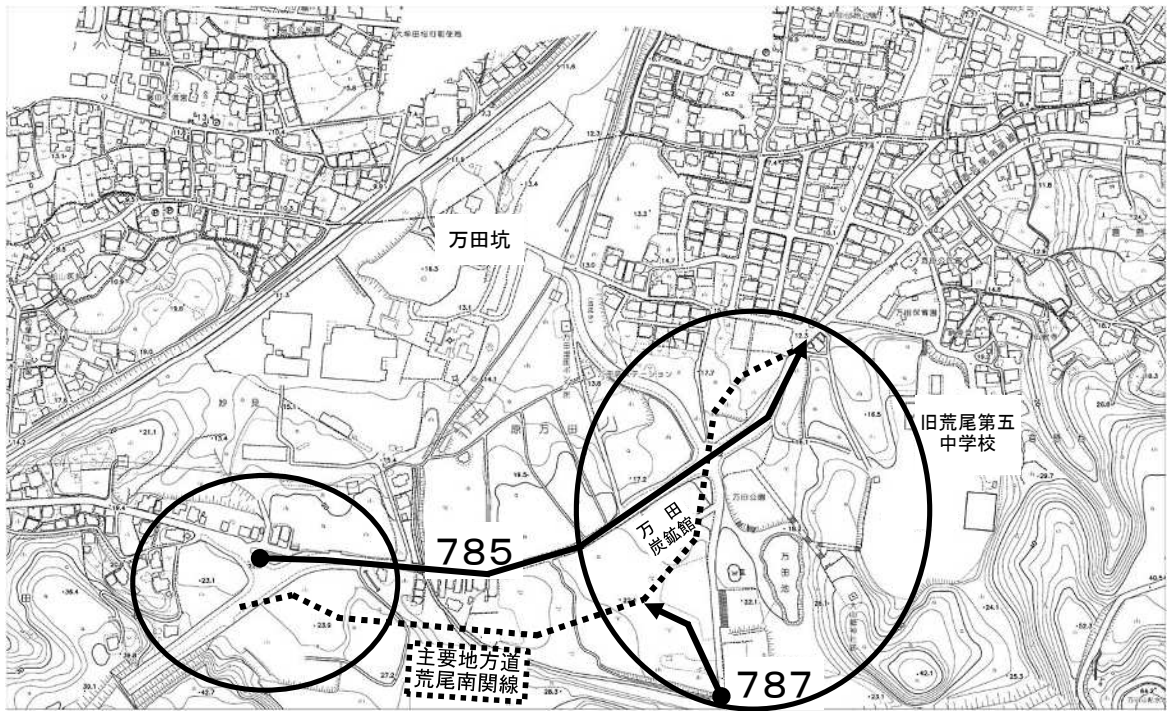
路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	延長 (m)
107	尼ヶ島平線	荒尾市上井手字庵ノ浦	荒尾市上平山字平	なし	1834.1
784	樺高浜線	荒尾市樺字裏毘沙門	荒尾市野原字西原	なし	2112.3
785	妙見万田坑線	荒尾市原万田字妙見	荒尾市原万田字星ヶ 谷	なし	595.0
786	庵ノ浦尼ヶ島線	荒尾市上井手字庵ノ浦	荒尾市上井手字尼 ヶ島	なし	250.0
787	星谷大谷2号線	荒尾市原万田字水ノ手	荒尾市原万田字水 ノ手	なし	56.0



廃止する路線番号 = 107	路線名 = 尼ヶ島平線	L = 1807.4m
認定する路線番号 = 107	路線名 = 尼ヶ島平線	L = 1834.1m
認定する路線番号 = 786	路線名 = 庵ノ浦尼ヶ島線	L = 250.0m



認定する路線番号=784 路線名=榊高浜線 L=2112.3m



認定する路線番号=785	路線名=妙見万田坑線	L=595.0m
--------------	------------	----------

認定する路線番号=787	路線名=星谷大谷2号線	L=56.0m
--------------	-------------	---------

議第75号資料

「荒尾運動公園施設」指定管理者の指定に係る資料 (指定期間：令和5年4月1日から令和10年3月31日まで)

1 選定団体の名称、代表者及び所在地

名 称 荒尾市体育協会
代 表 者 会長 山口 賢一
所 在 地 荒尾市荒尾4051番地

2 根拠条例

荒尾市都市公園条例（昭和47年条例第8号）

3 荒尾市指定管理候補者選定委員会での選定までの経過

公告（募集要項配布開始） 令和4年7月13日
質問受付期間 令和4年7月25日から同月29日まで
現地見学会 参加申込みが無いため開催せず
申請受付期間 令和4年8月29日から同年9月2日まで
選定委員会開催（候補者を選定） 令和4年10月7日

4 荒尾市指定管理候補者選定委員会での選定方法

項 目	内 容
審査方法	申請団体ごとに、事前に提出された事業計画書等に基づき、プレゼンテーション及び質疑応答による審査を行う。
評価基準	以下の4項目に基づき評価を実施する。 (1) 市民の平等な利用の確保 (2) 施設効用の最大限の発揮 (3) 施設管理の安定 (4) 施設管理経費の縮減
選定委員	外部委員（3人）、総務部長及び教育長 計5人
得 点	100点×5人＝500点満点
最低基準	満点の6割（300点）

5 荒尾市指定管理候補者選定委員会での評価結果

施設名	評価の基準	荒尾市体育協会
荒尾運動公園施設	(1) 平等利用（適・不適）	適
	(2) 効用発揮（275点）	153
	(3) 安定管理（125点）	84
	(4) 経費縮減（100点）	100
	提案価格（5年間）	245,000,000円
	得点合計（500点）	337
	得点順位	1

6 荒尾市指定管理候補者選定委員会での選定理由

「荒尾市体育協会」については、これまで荒尾運動公園施設の指定管理者としての知見をいかし、施設の細やかな修繕を行う等、利用者の安全安心につながる取組が評価できる。

今後は施設の長寿命化計画に指定管理者としての知見をいかした助言・提案及び利用者増加につなげるためのSNS運用等が期待できることから、指定管理候補者としてふさわしいと判断した。

7 指定管理候補者となる団体の組織及び事業内容

(1) 団体名

荒尾市体育協会

(2) 団体の組織及び事業内容

設 立	昭和21年6月1日
加盟団体数	24競技団体
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各種協議会及び講習会の開催 ・加盟団体の育成強化 ・各種競技会への役員及び選手の派遣 ・体育施設の設計計画及び利用促進 ・体育に関する調査研究 ・スポーツに関する表彰 ・スポーツ少年団の育成強化 ・スポーツクラブの育成強化 ・その他目的達成に必要な事項 <p style="text-align: right;">など</p>
指定管理者の受託実績	<ul style="list-style-type: none"> ・荒尾運動公園施設 <p>平成25年度から平成29年度まで及び平成30年度から令和4年度までの2期</p>

8 施設管理及び運営の提案要旨（事業計画書の要旨）

「第6次荒尾市総合計画」に基づいて「生涯スポーツの推進」、「体育施設の充実」及び「スポーツ団体・組織の拡充」を柱としたスポーツの推進に取り組むとともに、各種事業を通じて市民の体力を向上し、明るく健康な都市づくりに努める。

[基本方針]

- ① 1か所に複数施設が集約された特徴をいかして利用促進を図り、市民の健康づくりを推進する。
- ② 行政、関係団体、地域等との連携によってスポーツの振興を図る。
- ③ 競技レベルに応じた施設の公平・公正な運営に努める。
- ④ 全ての公園利用者が安全で快適に利用できるよう安全管理に努める。

議第76号資料

令和4年度荒尾市一般会計補正予算（第8号）資料

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
2 総務費	財政管理費	1,128				1,128	□地方財政状況調査における作成帳票の追加に伴うシステム改修 ・財務会計システム改修委託料 1,128
	庁舎維持管理費	851				851	□電気料金の値上げによる ・電気料 851
	メディア交流館運営費	86				86	□電気料金の値上げによる ・指定管理委託料 86
	小岱工芸館運営費	250				250	□電気料金の値上げによる ・指定管理委託料 250
	みどり蒼生館運営費	230				230	□電気料金の値上げによる ・指定管理委託料 230
	荒尾総合文化センター管理費	3,117				3,117	□電気料金の値上げによる ・指定管理委託料 3,117
	賦課事務費	2,269				2,269	□法人市民税還付金の増 ・返還金 2,269
2 款計		7,931				7,931	
3 民生費	国民健康保険特別会計繰出金	△ 2,449				△ 2,449	□特別会計人件費補正による ・国民健康保険特別会計繰出金 △2,449
	介護保険特別会計繰出金	811				811	□特別会計人件費補正による ・介護保険特別会計繰出金 811
	総合福祉センター運営費	280				280	□電気料金の値上げによる ・指定管理委託料 280
	ふれあい福祉センター運営費	505				505	□電気料金の値上げによる ・指定管理委託料 505
	新型コロナウイルス感染症傷病給付金事業費	4,200				4,200	□支給対象者の見込増 ・新型コロナウイルス感染症傷病給付金 4,200
	住居確保給付金事業費	4,824				4,824	□令和3年度国庫負担金の精算 ・返還金 4,824
	介護・訓練等・障害児通所給付費支給事業費	11,685				11,685	□令和3年度国庫負担金の精算 ・返還金 11,685
	自立支援医療費支給事業費	14,678				14,678	□令和3年度国庫負担金の精算 ・返還金 14,678
	療養介護医療費支給事業費	15,461				15,461	□令和3年度国庫負担金の精算 ・返還金 15,461
後期高齢者医療特別会計繰出金	352				352	□特別会計人件費補正による ・後期高齢者医療特別会計繰出金 352	

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
	放課後児童健全育成事業費	2,973				2,973	□令和3年度国庫補助金の精算 ・返還金 2,973
	特別保育事業費	8,158				8,158	□令和3年度国庫補助金の精算 ・返還金 8,158
	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業費(その他世帯)	16,465				16,465	□令和3年度国庫補助金の精算 ・返還金 16,465
	病児・病後児保育事業費	2,786				2,786	□令和3年度国庫補助金の精算 ・返還金 2,786
	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業費(ひとり親世帯)	4,359				4,359	□令和3年度国庫補助金の精算 ・返還金 4,359
	新型コロナウイルス感染症対策事業費	2,830	1,415			1,415	□私立保育所等へのエネルギー等の価格高騰に対する支援金の支給 ・私立保育所等物価高騰対策支援金 (財源) ・県補助金 1,415
	特定教育・保育施設型給付費	31,606				31,606	□令和元年度から令和3年度までの国県負担金の精算 ・返還金 31,606
	ひとり親家庭等支援事業費	838			775	63	□寄附金を活用した小学6年生及び中学3年生のひとり親家庭等の子どもへの学習支援(図書カード支給) ・記念品賞品 775 ・郵便料 63 (財源) ・寄附金 775
	子育てのための施設等利用事業費	2,132				2,132	□令和3年度国県負担金の精算 ・返還金 2,132
	生活保護適正実施推進事業費	366				366	□令和3年度国庫補助金の精算 ・返還金 366
	医療レセプトシステム改修事業費	1,320	1,320				□医療扶助に係るオンライン資格確認の導入に伴うシステム改修 ・生活保護医療システム改修委託料 1,320 (財源) ・国庫補助金 1,320
	生活保護費	43,027				43,027	□令和3年度国庫負担金の精算 ・返還金 43,027
	3款計	167,207	2,735		775	163,697	
4 衛 生 費	保健総務費(産休・育休代替職員任用)	682				682	□会計年度任用職員1人任用 ・非常勤職員報酬 568 ・共済組合負担金 46 ・健康労働保険料 55 ・費用弁償 13
	新型コロナウイルスワクチン接種事業費	293,728				293,728	□令和3年度国庫負担金及び国庫補助金の精算 ・返還金 293,728
	火葬場費	184				184	□電気料金の値上げによる ・電気料 184

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
	大牟田・荒尾清掃施設組合負担金	28,243				28,243	□燃料費及び電気料金の値上げによる ・大牟田・荒尾清掃施設組合負担金 28,243
	し尿処理費(会計年度任用職員任用)	581				581	□会計年度任用職員1人任用 ・非常勤職員報酬 491 ・共済組合負担金 27 ・健康労働保険料 43 ・労災保険料 7 ・費用弁償 13
	松ヶ浦環境センター運営費	1,848				1,848	□電気料金の値上げによる ・電気料 1,848
	4款計	325,266				325,266	
5 労働費	働く女性の家管理費	218				218	□電気料金の値上げによる ・指定管理委託料 218
	働く女性の家施設改修費	5,427				5,427	□キュービクル更新工事 ・工事請負費 5,427
	5款計	5,645				5,645	
6 農林水産業費	機構集積協力金交付事業費	278	278				□牛水地区における農地集積の推進 ・地域集積協力金 66 ・経営転換協力金 212 (財源) ・県補助金 278
	果樹経営支援事業費	341	341				□ヤケ梨被害防止のための遮光ネット整備に対する補助 ・次代につながる熊本果樹強化対策事業補助金 341 (財源) ・県補助金 341
	6款計	619	619				
7 商工費	万田坑・炭鉱館管理費	216				216	□電気料金の値上げによる ・指定管理委託料 216
	工業団地土地賃貸事業費	7,299				7,299	□所有権移転のための産業団地一部区画における繰上償還の実施 ・用地取得費 7,299
	7款計	7,515				7,515	
8 土木費	道路新設改良事業費(人件費)			△ 3,100		3,100	□起債対象事業の組替え (財源) ・海岸保全事業債 △3,100
	海岸メンテナンス事業費(荒尾港海岸堤防)	35,000	15,000	19,600		400	□国の補正に伴う事業費の増及び起債対象事業の組替え ・普通旅費 36 ・消耗品費 2,931 ・燃料費 696 ・手数料 407 ・使用料 187 ・借上料 493 ・工事請負費 30,000 ・備品購入費 250 (財源) ・国庫補助金 15,000 ・海岸保全事業債 19,600
	南新地土地区画整理事業特別会計繰出金	385				385	□特別会計人件費補正による ・南新地土地区画整理事業特別会計繰出金 385
	8款計	35,385	15,000	16,500		3,885	

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
9	消防施設管理費	1,715				1,715	□消火栓修繕箇所を増 ・市水消火栓維持補修負担金 1,715
	9 款計	1,715				1,715	
10	教育費						
	教育振興課管理費(産休・育休代替職員任用)	569				569	□会計年度任用職員1人任用 ・非常勤職員報酬 462 ・共済組合負担金 33 ・健康労働保険料 52 ・費用弁償 22
	小学校維持管理費(新型コロナウイルス対応)	5,949				5,949	□燃料費の値上げ及び使用量の見込増並びに電気料金の値上げによる ・燃料費 4,640 ・電気料 1,309
	中学校維持管理費(新型コロナウイルス対応)	3,024				3,024	□燃料費の値上げ及び使用量の見込増並びに電気料金の値上げによる ・燃料費 2,348 ・電気料 676
	中央公民館管理費	404				404	□電気料金の値上げによる ・指定管理委託料 404
	中央公民館施設改修費	935				935	□電気遮断機更新 ・修繕費 935
	図書館管理費	4,965				4,965	□電気料金の値上げ及び使用量の見込増による ・指定管理委託料 4,965
	運動公園管理費	966				966	□電気料金の値上げによる ・指定管理委託料 966
	10 款計	16,812				16,812	
12	公債費						
	長期債元金償還金				225	△ 225	□市営住宅の管理事務に係る人件費の減額による充当財源の組替え(財源) ・住宅使用料現年分 225
	12 款計				225	△ 225	
	款 合 計	568,095	18,354	16,500	1,000	532,241	
	各款職員等人件費	1,667	96		△ 121	1,692	(財源) ・住宅使用料現年分 △225 ・国庫補助金 36 ・県補助金 47 ・県委託金 13 ・企業版ふるさと納税寄附金 26 ・大牟田・荒尾清掃施設組合派遣職員人件費負担金 78
	(うち会計年度任用職員)	(3,957)	(48)			(3,909)	
	補 正 額	569,762	18,450	16,500	879	533,933	一般財源 ・普通交付税 205,356 ・障害者介護給付費国庫負担金(過年度分) 32,734 ・高額障害福祉サービス費国庫負担金(過年度分) 60 ・障害者介護給付費県負担金(過年度分) 16,367 ・高額障害福祉サービス費県負担金(過年度分) 30 ・土地売払収入 63,111 ・有価証券売払収入 255,102 ・繰越金 171,846 ・臨時財政対策債 △210,673
	補正前の額	26,648,760	8,213,680	810,700	1,575,806	16,048,574	
	合 計	27,218,522	8,232,130	827,200	1,576,685	16,582,507	

令和4年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
6款 繰入金	一般会計繰入金	624,339	△ 2,449	621,890	人事異動等に伴う減額
	その他	68,510	0	68,510	
計		692,849	△ 2,449	690,400	
7款 繰越金	繰越金	1,663	4,980	6,643	令和3年度決算剰余金 (102,937千円のうち4,980千 円計上)
その他		6,739,903	0	6,739,903	
歳入合計		7,434,415	2,531	7,436,946	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	94,104	△ 2,449	91,655	人事異動等に伴う減額
	その他	17,018	0	17,018	
計		111,122	△ 2,449	108,673	
9款 諸支出金	償還金	1,672	4,980	6,652	精算に伴う令和3年度特定 健康診査等負担金返還金
	その他	4,173	0	4,173	
計		5,845	4,980	10,825	
その他		7,317,448	0	7,317,448	
歳出合計		7,434,415	2,531	7,436,946	

令和4年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第3号）資料

＜保険事業勘定＞

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 保険料	現年度分特別徴収保険料	925,589	92	925,681	給与改定に伴う増額
	その他	82,015	0	82,015	
	計	1,007,604	92	1,007,696	
4款 国庫支出金	地域支援事業交付金 (総合以外)	53,965	159	54,124	給与改定に伴う増額
	その他	1,465,259	0	1,465,259	
	計	1,519,224	159	1,519,383	
6款 県支出金	地域支援事業交付金 (総合以外)	26,982	80	27,062	給与改定に伴う増額
	その他	815,635	0	815,635	
	計	842,617	80	842,697	
9款 繰入金	職員給与費等繰入金	53,997	706	54,703	給与改定等に伴う増額
	事務費繰入金	63,243	25	63,268	給与改定に伴う増額
	地域支援事業繰入金 (総合以外)	26,982	80	27,062	給与改定に伴う増額
	その他	1,003,221	0	1,003,221	
計	1,147,443	811	1,148,254		
その他		1,675,634	0	1,675,634	
歳入合計		6,192,522	1,142	6,193,664	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	117,884	1,093	118,977	給与改定等に伴う増額
	認定調査等費	42,321	25	42,346	給与改定に伴う増額
	その他	17,488	0	17,488	
	計	177,693	1,118	178,811	
5款 地域支援事業費	総合相談事業費	5,184	12	5,196	給与改定に伴う増額
	包括的・継続的ケアマネジ メント支援事業費	2,860	12	2,872	給与改定に伴う増額
	その他	217,914	0	217,914	
	計	225,958	24	225,982	
その他		5,788,871	0	5,788,871	
歳出合計		6,192,522	1,142	6,193,664	

2号補正後の介護保険特別会計予算は6,226,285千円で、その内訳は、保険事業勘定6,192,522千円、介護サービス事業勘定33,763千円となります。

今回の3号補正により、保険事業勘定を1,142千円増額しますので、3号補正後の介護保険特別会計予算は6,227,427千円となります。

令和4年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
4款 繰入金	事務費繰入金	39,491	352	39,843	給与改定等に伴う増額
	その他	241,939	0	241,939	
	計	281,430	352	281,782	
6款 諸収入	雑入	11,722	6	11,728	給与改定等に伴う増額
	その他	25,520	0	25,520	
	計	37,242	6	37,248	
その他		604,492	0	604,492	
歳入合計		923,164	358	923,522	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	48,893	358	49,251	給与改定等に伴う増額
	その他	2,113	0	2,113	
	計	51,006	358	51,364	
その他		872,158	0	872,158	
歳出合計		923,164	358	923,522	

令和4年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
5款 繰入金	一般会計繰入金	209,640	385	210,025	給与改定等に伴う増額
その他		1,407,824	0	1,407,824	
歳入合計		1,617,464	385	1,617,849	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	78,456	385	78,841	給与改定等に伴う増額
その他		1,539,008	0	1,539,008	
歳出合計		1,617,464	385	1,617,849	